

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3683843号
(P3683843)

(45) 発行日 平成17年8月17日(2005.8.17)

(24) 登録日 平成17年6月3日(2005.6.3)

(51) Int. Cl.⁷

B 6 3 B 35/14

F I

B 6 3 B 35/14

B

請求項の数 2 (全 6 頁)

(21) 出願番号	特願2001-324389 (P2001-324389)	(73) 特許権者	000006781 ヤンマー株式会社 大阪府大阪市北区茶屋町1番32号
(22) 出願日	平成13年10月23日(2001.10.23)	(74) 代理人	100080621 弁理士 矢野 寿一郎
(65) 公開番号	特開2003-127976 (P2003-127976A)	(72) 発明者	大賀 直行 大阪府大阪市北区茶屋町1番32号 ヤン マーディーゼル株式会社内
(43) 公開日	平成15年5月8日(2003.5.8)	審査官	出口 昌哉
審査請求日	平成14年4月10日(2002.4.10)	(56) 参考文献	特開昭57-074291 (JP, A)
		(58) 調査した分野(Int. Cl. ⁷ , DB名)	B63B 35/14 B63B 15/00

(54) 【発明の名称】 小型船舶のブリッジ構造

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

操船等を行うブリッジ10の操船席15側のブリッジサイド14の後端を、側面視略S字状に形成し、該側面視略S字状は、ブリッジサイド14の後端上部を凸部14bとし、後端下部を凹部14aに形成し、該凹部14aは操縦者の膝位置より上方から下方へ形成され、操船席15の舷側の前部角部15bを斜めに切欠いたことを特徴とする小型船舶のブリッジ構造。

【請求項2】

請求項1記載の小型船舶のブリッジ構造において、該操船席15の座席部15aは、舷側の端部を回動支点とする蝶番で支持し、該座席部15aを船体1の舷側に向けて近づく方向に、上方へ回動可能とし、通路18上に平行状態で保持できる構成としたことを特徴とする小型船舶のブリッジ構造。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、操船等を行うブリッジに配設される操船席からの釣り作業等を可能とした小型船舶のブリッジ構造に関する。

【0002】

【従来技術】

従来から、操船席からの釣り作業等を可能とした構成の小型船舶があり、該操船席は操

10

20

船等を行うブリッジに配設されている。該ブリッジは、左右側部をブリッジサイドにより、前端部をフロントウィンドシールドにより、また、上方を上部カバーにより覆う等して、操船席にて操船等を行う操縦者を、航行中の風圧や水しぶきから保護するように構成していた。

また、このような小型船舶においては、操船席に座った状態で釣り等を行うことができるように構成していた。

しかし、上記従来技術においては、ブリッジ左右側部のブリッジサイドは開閉することができず固定式となっていたため、操船席からの釣り作業を優先すると、ブリッジサイドの前後長さを短くする必要があり、操縦者を風圧、水しぶきから十分に保護することができず、また、操船性を優先させて、ブリッジサイドを長くして後方まで延設した場合には、操縦者の左右が保護される反面、操船席からの釣り作業ができないという問題があった。

10

そこで、航行操作のための操船場所と釣り作業のため操船場所を、それぞれブリッジの内外に設置したり、ブリッジのブリッジサイド後部を開き戸として開閉可能に構成し、航行時は閉じ、釣り時は開くようにしたりして、操船しながら釣り作業を行えるようにしていた。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

しかし、釣り作業のために別の操船場所を設置する構成とした場合、船体の小型化の障害となる上、コスト高となっていた。また、魚探知機は通常ブリッジ内のカウンターに設置することが多いため、釣り時には魚探知機を見にくく、魚探知機をよく見るために移動しなければならないことがあった。

20

また、ブリッジサイド後部に設けた開き戸を開閉可能とした場合、航行時と釣り時で開き戸の開閉作業が必要となり、手間がかかり煩わしかった。また、部品点数が増えることとなり、コストがかかった。

【0004】

【課題を解決するための手段】

本発明の解決しようとする課題は以上の如くであり、次にこの課題を解決するための手段を説明する。

【0005】

請求項1においては、操船等を行うブリッジ10の操船席15側のブリッジサイド14の後端を側面視略S字状に形成し、該側面視略S字状は、ブリッジサイド14の後端上部を凸部14bとし、後端下部を凹部14aに形成し、該凹部14aは操縦者の膝位置より上方から下方へ形成され、操船席15の舷側の前部角部15bを斜めに切欠いたものである。

30

【0006】

請求項2においては、請求項1記載の小型船舶のブリッジ構造において、該操船席15の座席部15aは、舷側の端部を回動支点とする蝶番で支持し、該座席部15aを船体1の舷側に向けて近づく方向に、上方へ回動可能とし、通路18上に平行状態で保持できる構成としたものである。

40

【0007】

【発明の実施の形態】

次に、発明の実施の形態を説明する。

図1は本発明の小型船舶の側面図、図2は同じく平面図、図3はブリッジの側面図、図4は同じく平面図、図5は操船席の開閉状態を示す後面図、図6は操船席を開放した状態を示す平面図である。

【0008】

まず、本発明にかかる小型船舶の全体構成について説明する。

図1に示すように、小型船舶は船体1内にエンジン2を有し、該エンジン2から後方に延出したシャフトの先端に水中プロペラからなる推進機5が配設されて、エンジン2の駆

50

動力により航行可能としている。

なお、推進機はプロペラに限るものではなく、ウォータジェット推進機など推進可能なものならよい。

【 0 0 0 9 】

また、図 2 に示すように、船体 1 の前部には、アンカーストア 6 が配設され、該アンカーストア 6 の後方には物入 7 等が配置されており、その後方には、船体 1 の左右略中央位置に、ブリッジ 1 0 が配設されている。

【 0 0 1 0 】

ブリッジ 1 0 には操船席 1 5 等が配設されており、該操船席 1 5 の前方をフロントウィンドシールド 1 1 により、左右側方をブリッジサイド 1 4 ・ 1 4 及びサイドウィンド 1 2 ・ 1 2 により、上方を上部カバー 1 3 により覆って該ブリッジ 1 0 を構成している。また、操船席 1 5 は、ブリッジ 1 0 の左右一側、例えば右側に寄せて配設されている。また、操船席 1 5 の左側にはイケス 8 等を配置している。

【 0 0 1 1 】

また、ブリッジ 1 0 の左右側部には通路 1 8 ・ 1 8 が形成され、ブリッジ 1 0 の左右側部を通過可能としており、該通路 1 8 を経由して、船体 1 の前部側と後部側を移動可能としている。そして、該通路 1 8 ・ 1 8 の外方側には、ブルワーク 1 9 ・ 1 9 が立設され、防護壁となるとともに、走行中及び釣り作業中の操縦者に水しぶきが降りかかるのを防止している。

【 0 0 1 2 】

そして、本発明にかかる小型船舶においては、図 1 及び図 3 で示すように、右舷側のブリッジサイド 1 4 の後端で、操船席 1 5 の一側方位置、例えば右側方位置が側面視略 S 字状に、つまりブリッジサイド 1 4 の後端上部を凸部に、後端下部を凹部に形成され、ブリッジサイド 1 4 後端下部に形成された凹部 1 4 a は操縦者の膝位置より上方から形成されるようにしている。

したがって、操船席 1 5 の右側方下部が開放されることとなり、該操船席 1 5 に座っている操縦者が操船席 1 5 に座ったまま、体を船体 1 の右側方に向けることで、操船しながら釣り作業が行えるのである。

そのため、従来のように、ブリッジサイド後部 1 4 を開き戸として開閉可能に構成し、航行時は開き戸を閉じ、釣り時は開き戸を開くといった作業が不要となるため、航行と釣り作業の移行の煩わしさがなくなる。さらに、部品点数が増加することもないため、製造コストを低減することができる。

また、操船席 1 5 の右側方のブリッジサイド 1 4 後端に形成された凸部 1 4 b は防護壁として作用するため、航行中の雨や風の巻き込みを十分に防ぐことができる。

【 0 0 1 3 】

また、操船席 1 5 は、図 4 に示すように、図 2 の平面視略長方形の操船席 1 5 の右舷側前部角部 1 5 b を斜めに切欠いたように形成することもできる。これにより、操縦者は操船席 1 5 の前部角部 1 5 b に足を当てることを回避できるようになり、操船席 1 5 に座る際のアクセスが容易になる。

また、操船席 1 5 に座っている操縦者が操船席 1 5 に座ったまま、釣り作業を行うために体を船体 1 の右側方に向ける動作、または航行操作をするために体を船体 1 の前方側に向ける動作が容易となり、快適に作業を行うことができる。

【 0 0 1 4 】

さらに、図 5 及び図 6 に示すように、操船席 1 5 の座席部 1 5 a は蝶番等で回動可能に構成されており、図 5 の矢視 A で示すように、船体 1 の右舷側に向けて回動可能として、通路 1 8 と平行状態で保持するように構成されている。なお、操船席 1 5 の下部には物入 9 が形成されており、操船席 1 5 の座席部 1 5 a が物入 9 の蓋を兼ねるようにしている。

すなわち、座席部 1 5 a の外側（舷側）端を回動支点として、座席部 1 5 a を上方に回動し、ブルワーク 1 9 の上端に座席部 1 5 a の端部を当接させることにより、操船席 1 5 の側方に座席を構成するものである。

10

20

30

40

50

これにより、さらに舷側に近づいて座ることができるため、操船しながら手釣り作業等も行うことができる。

【0015】

【発明の効果】

本発明は、以上のように構成したので、以下に示すような効果を奏する。

【0016】

即ち、請求項1に示す如く、操船等を行うブリッジ10の操船席15側のブリッジサイド14の後端を側面視略S字状に形成し、該側面視略S字状は、ブリッジサイド14の後端上部を凸部14bとし、後端下部を凹部14aに形成し、該凹部14aは操縦者の膝位置より上方から下方へ形成され、操船席15の舷側の前部角部15bを斜めに切欠いたので、操船席の右側方下部が開放されることとなり、該操船席に座っている操縦者が操船席に座ったまま、体を船体の右側方に向けることで、操船しながら釣り作業を行うことができ、航行と釣り作業の移行の煩わしさがなくなり、さらに部品点数が増加することもないため、製造コストを低減することができる。

10

また、操船席の右側方のブリッジサイド後端の凸部が防護壁として作用するため、航行中の雨や風の巻き込みを十分に防ぐことができる。

【0017】

また、操船席の右舷側の前部角部を斜めに切欠いたので、操船席に座る際のアクセスが容易になるとともに、操船席に座ったまま、釣り作業を行うために体を船体の右側方に向ける動作、または航行操作をするために体を船体の前方側に向ける動作が容易となり、快適に作業を行うことができる。

20

【0018】

請求項2に示す如く、該操船席15の座席部15aは、舷側の端部を回動支点とする蝶番で支持し、該座席部15aを船体1の舷側に向けて近づく方向に、上方へ回動可能とし、通路18上に平行状態で保持できる構成としたので、さらに舷側に近づいて座ることができるため、操船しながら手釣り作業等も行うことができる

【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明の小型船舶の側面図。

【図2】 同じく平面図。

【図3】 ブリッジの側面図。

30

【図4】 同じく平面図。

【図5】 操船席の開閉状態を示す後面図。

【図6】 操船席を開放した状態を示す平面図。

【符号の説明】

9 物入

10 ブリッジ

14 ブリッジサイド

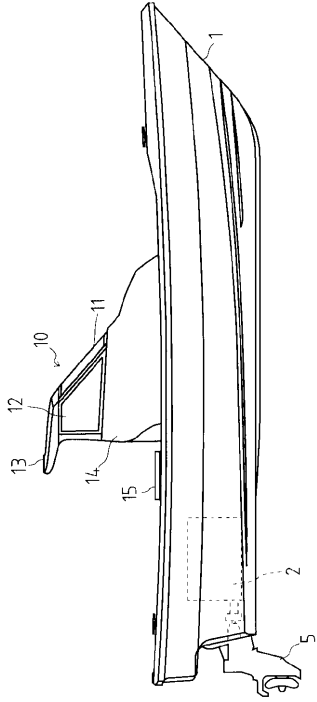
14a 凹部

15 操船席

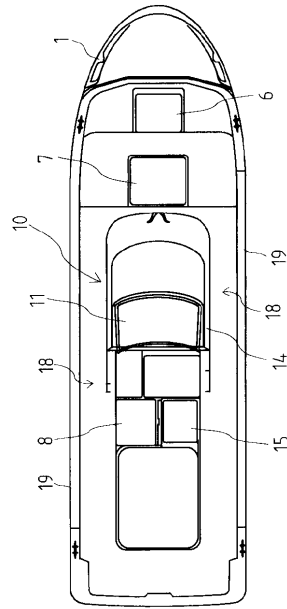
19 ブルワーク

40

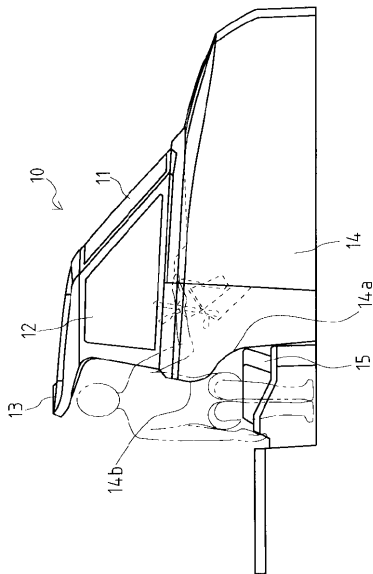
【 図 1 】



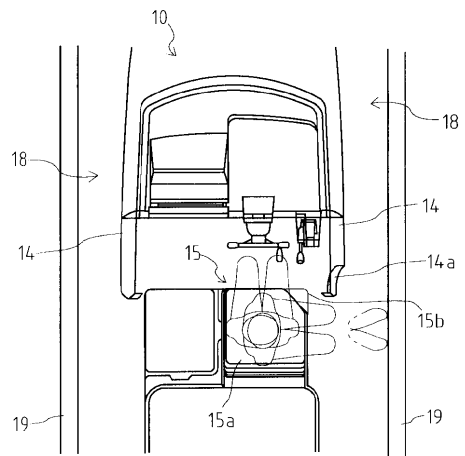
【 図 2 】



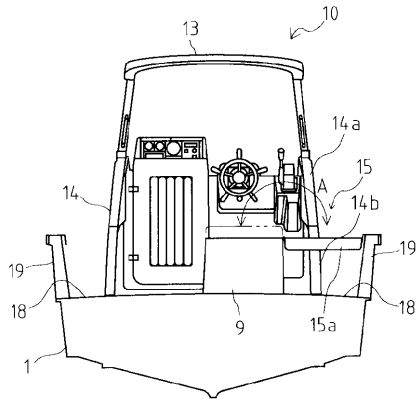
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】

